

## 議案第71号関連資料

### 赤ちゃん応援給付金支給事業について

#### 1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、こどもの育ちにも様々な負担が生じることが想定されることから、特別定額給付金の基準日の翌日から令和3年4月1日までに生まれた新生児を対象に給付金を支給します。

併せて申請時に養育状況を確認することで、必要な家庭には子育て支援サービスを提供するほか、その後の乳幼児健診等の見守り事業と連携してこどもの健やかな成長を応援します。

#### 2 支給対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、本市に出生を事由に住民登録された新生児の保護者

※ただし、申請日時点で申請者(保護者)及び新生児の住民登録が明石市にあること。

#### 3 支給金額

対象となる新生児1人につき10万円

#### 4 申請方法

##### ・令和2年4月28日から7月31日までに出生届を提出された方

申請書を8月上旬に支給対象児の保護者に送付します。記入の上、9月末までに児童福祉課に提出(郵送可)していただきます。

##### ・令和2年8月1日以降に明石市に出生届を提出される方

出生届の提出時に申請書をお渡しします。記入の上、児童福祉課に提出(郵送可)していただきます。

##### ・令和2年8月1日以降に他市で出生届を提出される方

申請書を支給対象児の保護者に送付します。記入の上、児童福祉課に提出(郵送可)していただきます。

#### 5 支給時期

申請書の受付後、確認のうえ随時支給します。

#### 6 養育状況の確認とその後の支援

申請時に養育状況の確認を行います。

申請書にアンケート欄を設け、育児の協力者の有無や心配ごとなどを記入していただきます。その内容を確認し、必要に応じた支援を行います。

(支援例) 家庭訪問による現状確認、産後ヘルパーや産後ケアの利用促進、  
新生児訪問や4か月児健診、おむつ定期便での経過確認 など